東京学芸大学免許状更新講習委員会規程を次のように制定する。

平成20年４月24日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成20年規程第30号

東京学芸大学免許状更新講習委員会規程

（設置）

第１条　東京学芸大学（以下「本学」という。）に，東京学芸大学免許状更新講習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　委員会は，本学が実施する免許状更新講習（以下「更新講習」という。）について必要な事項を審議することを目的とする。

（審議事項）

第３条　委員会は，次に掲げる事項を審議する。

(1) 更新講習の実施計画に関すること。

(2) 更新講習の認定申請に関すること。

(3) 更新講習の実施に関すること。

(4) 更新講習の修了認定に関すること。

(5) その他更新講習に関すること。

（組織）

第４条　委員会は，次に掲げる委員で組織する。

(1) 副学長（大学院教育等担当）

(2) 現職教員研修支援センター長

(3) 附属学校運営参事　１名

(4) 各学系の教授会構成員から選出された教員　各２名

(5) 第６条第１項の委員長が委嘱する者　若干名

(6) 学務部長

（任期）

第５条　前条第４号及び第５号の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし,欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長は副学長（大学院教育等担当）をもって充て，副委員長は第４条第２号から第５号の委員のうちから委員長が指名する。

２　委員長は，委員会を招集し，議長となる。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代行する。

（会議）

第７条　委員会は，委員の３分の２以上の出席がなければ，会議を開くことができない。ただし，第４条第６号の委員については，当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

２　議決を要する事項については，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（部会）

第９条　委員会は，必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会の部会長は，第４条の委員が務めるものとする。

３　部会に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

（庶務）

第１０条　委員会の庶務は，学務部学務課が処理する。

（補則）

第１１条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営等に関し必要な事項は，委員会が定める。

附　則

１　この規程は，平成 20 年４月 24 日から施行する。

２　この規程施行後最初の第４条第４号及び第５号の委員の任期は，第５条の規定にかかわらず，平成22年３月31日までとする。